

私の父は銀行マンで、地域の行事に参加することはほとんどなかった。昭和三十年代のある日、その父が単身赴任先から正月休みのために帰ってきた時、兄と私に「頭(カ)屋に当たってゐるから、元旦にはお勤めをしなければならぬ」と話し、私たちを驚かせた。お勤めとは、除夜の鐘が鳴る前から地元のお宮さん(神社)に籠もり、初詣に訪れた村人たちから新年の挨拶を受け、初詣の村人たちに御神酒を振舞ひ、お菓子や蜜柑を配るといふものであった。

少年期のこの体験は、多くのことを私に教へてくれた。輪番制であったとはいへ、ムラ行事とは縁遠い父がなせての行事に参加することになつた。さういへば、幼少の頃、たのか、この当時の人々にとつてお宮さん(神社)信仰がそれほど身近に奥深くへ身体に刻まれてゐたのであらうか、と。さういへば、家族揃つて初詣のためにお宮さんに出かけるのは、欠かすことがない行事であった。

こもれび

民俗学を勉強するやうになると、故郷(徳島県板野郡松茂町)にも、頭屋制の慣行が伝承されてゐたことを理解した。さういへば、幼少の頃、秋祭りの踊りと太鼓の練習のため、早朝に一月以上も通つたことがあった。この練習も各家が順番に担当した。幼少期から少年期の地域の子供たちが全員参加した。練習は年齢に応じてその内容が異なつてゐたが、練習が終はると当番の家から握り飯や団子などが振舞はれた。これが楽しみであった。

研究対象として頭屋制に出会ったときにも、昔の体験が甦つた。ムラの中で神事等の準備や執行などが順番に廻る頭屋制は、(家)を単位としたものであつても、そこに形式的平等性の原理が賞かされてゐると考へるやうになつた。

明治三年に半原藩(旧岡部藩・現愛知県)の伺ひで「村方鎮守ト相唱、是迄別段社務ノ者七無之、祭事等ハ、村方ニテ取行来候処……」とこれを容認するかどうかを太政官(弁官)宛てに問ひ合はせたところ、神祇官意見として

等を前提とした近代天皇制国家の理念の下では、国民として氏子は平等でなければならぬいと考へた、それが宮座廃止令を出した理由であらう。明治国家の展開の中で氏子は(家)を単位として所屬が決まり、一番神主制も廃れていった。しかし、歴史的にその形が変化したとはいへ、(お宮)信仰のなかの氏子の平等性の原則は賞かされてゐたやうに思ふ。ここに(お宮)信仰の宗教としての普遍性を見たやうに思ふし、地域の(お宮)を共有するといふ人々の「絆」の淵源を見る思ひがした。

もり・けんじ 茨城キリスト教大字名誉教授

氏子の平等性

森 謙二



「百姓一代限神役為勤候義不苦」と回答があつた。つまり、村落レベルでは、一番神主の慣行を容認し、村人が地域の神事を交代で担当することを容認した。もっとも、あまり知られてゐないが、明治四年に大阪府や旧堺県では「宮座廃止令」が布告された。

宮座は氏子を本座や脇座等に区分するものであり、四民平等を前提とした近代天皇制国家の理念の下では、国民として氏子は平等でなければならぬいと考へた、それが宮座廃止令を出した理由であらう。

